

明治初期の樺太問題と政府要路

安岡, 昭男 / YASUOKA, Akio

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

182

(終了ページ / End Page)

196

(発行年 / Year)

1962-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010824>

明治初期の樺太問題と政府要路

安 岡 昭 男

序

本稿は明治元年から明治八年五月の樺太千島交換に至る北方領土問題に関して、交渉の経過は従来の研究⁽¹⁾もあるもので他に譲り、政策決定の考察に意を用い、とくに明治政府の要路者について、個別にその論議主張を順次検討しようとするものである。このため敢えて年次を追わず、個々に項目を建てるので記述の前後重複を免れないが、便宜一応の経過に触れてから各説に移りたい。

明治新政府が旧幕府から引き継いだ当時は、安政元年十二月の日露和親条約により、樺太は境界を分たず双方雑居、千島はエトロフ・ウルップ島間を境界と定められていたが、樺太では次第に露人が優勢となっていた。

新政府成立早々、朝鮮交渉の一方、北方問題に直面し蝦夷地開拓と関連して樺太対策が要請されていた。明治

二年七月開拓使が置かれ、政府の北方対策も緒についたが、樺太現地での紛争は絶えず、丸山作樂・岡本監輔・谷元道之ら現地から帰朝し、こどもも強硬策を建言したが、廟議は出兵に動かなかった。

明治四年十一月外務卿に就任した副島種臣は、翌年露国代理公使の着任を得て六月から樺太談判を進めたが、日本側の樺太全島買収論は露国側の容れる所とならず、この間にも樺太現地での不祥事件発生⁽²⁾は、樺太放棄を唱えていた開拓次官黒田清隆にすら、六年九月出兵保護の要を建議させるに至った。しかるに同月岩倉使節帰朝を見て、朝鮮遣使論争は紛糾し、樺太問題も緩急案件として論議の的となった。征韓派参議下野後、大久保利通らは樺太対策を忽せにできなかったが、韓・魯・蕃すなわち朝鮮遣使・樺太対策・台湾遠征の三要件⁽³⁾のうち、翌七年二月、まず台湾征討出師に決し、廷議着手の

順次⁽⁴⁾として「先づ使を魯に遣り樺太の経界を議せん、其議は則五十度を以て限界を定むるに有り、若し協はざる、金を以て全島を我に買ふに在り(中略)此論決し事定る、是に於て始て使を朝鮮に発せん」と定められた。しかし二月魯韓一件について「魯国及朝鮮江使節を派遣するの順序」⁽⁵⁾では樺太交換の方針が示されている。

樺太放棄の訓令⁽⁶⁾に基いた榎本武揚公使は、露都で交渉上一応島上分界を主張したが、結局、明治八年五月樺太千島交換条約に調印し懸案結着を見たのである。

- (1) 明治初年の北方領土問題に関しては、細川亀市「樺太・千島交換問題の顛末」(法学志林四三卷一、二号四四卷二号)『近代日本外交史研究』昭17所収)に専ら大日本外交文書に依拠して交渉経過が詳述されている。戦後では、植田捷雄「領土帰属関係史—小笠原・樺太・千島及び琉球—」(国際法学会編『平和条約の総合研究』上巻昭27所収)、および信夫清三郎「千島・樺太交換条約」(日本外交史研究・明治時代『国際政治』一九五七秋季)があり、大山梓「明治初期の北方領土問題」(『国際法外交雑誌』六〇巻四・五・六合併号昭37)では樺太処分の政策決定と朝鮮台湾問題との関連にも留意し、交換に至る経緯が検討されている。

- (2) 「樺太州魯人事件ノ概略」(大日本外交文書 第六巻「一六二」附)

- (3) 岩倉具視関係文書 第六 「征蕃順序略記」二五六—七頁

明治初期の樺太問題と政府要路(安岡)

- (4) 岩倉具視関係文書 第七「樺太関係史料」四六三—四頁
 (5) 岩倉具視関係文書 第七 四六四—六頁「唐太を彼に充却し其価を定めウルプ及び其北方に在る二島を我に与へ且唐太島に於て我人民漁業に妨げなき条約を定むる」(原案)
 (6) 大日本外交文書 第七巻「二二一」明治七年三月五日

○岩倉具視と蝦夷地開拓

岩倉具視は新政府の重鎮として早くから蝦夷地対策に留意している。慶応四年(明治元年)三月九日、天皇太政官代に臨御、三職に対して高野保建^{左近衛}・清水谷公考^{待建}議にかかる蝦夷開拓の可否諮詢があったが、(1)副総裁岩倉は三月二十五日、議事所において三職徴士に蝦夷地開拓の事宜を策問した。(2)

第一条 箱館裁判所被取建候事

第二条 同所総督副総督参謀人撰之事

第三条 蝦夷名目被改、南北二道被立置テハ如何

これについて鍋島直正、大久保利通、木戸考允ら一同人材登用に賛したので、岩倉は人撰決定ついで裁判所設置、漸次開拓着手の順序を立てるよう陳告した。

かくて同年四月十二日、箱館裁判所が設置され、清水谷公考が総督に任せられた。

政府が早くも北門開発を重要視し、開拓方針を樹立したについては、岡本監輔、山東一郎らが慶応三年同志を

糾合した北門社一派の猷策がよく朝臣を動かしたに因るとされるが、⁽³⁾ 本蝦夷すなわち北海道に關しては直ちに着手するとしても、樺太經營に至っては、明治元年、岡本監輔が京都に入り、岩倉をはじめ、大久保利通、広沢真臣、副島種臣らを訪れ、これを説いても新政府多事の際とて顧みられなかったという。⁽⁴⁾ 樺太現地を踏査した岡本の建策は岩倉らにも一概に無視はされなかったであろうが、事実内外多端で、旧幕脱走軍榎本武揚らが蝦夷地に拠るに及び、開拓は一頓坐を余儀なくされた。

よつて翌二年二月二十八日、議定岩倉は議定兼輔相三条実美に、外交・會計・蝦夷地開拓を三要件として朝議に付すことを求めた⁽⁵⁾。これは奥羽箱館方面鎮定を好機として蝦夷地開拓推進を説き、「内ハ未曾有ノ大利益ヲ興シ外ハ魯西亞人カ垂涎ノ念ヲ絶」つ意圖から「蝦夷地ヲ開クト否トハ皇國ノ隆替ニ関ス」として開拓の急務を強調している。

当時露國の南下に無關心でいられたかった英國の駐日公使パークス Sir Harry S. Parkes は、二年八月九日岩倉のほか外務卿沢宣嘉をはじめ大久保利通・寺島宗則・大隈重信・鍋島直正らを前にして、北海道を措いて樺太を優先させるのを危惧し、「サカレン江御心配被成候内、蝦夷は被奪可申候」⁽⁶⁾と警告した。

この頃樺太現地の事情は悪化し同年六月には露兵が函泊を占領していた。八月十一日、丸山作樂が出張を命ぜられ樺太で談判に当たったが不調に終る。現地から丸山らは外務省宛に「陸奥之鎮守府を全島之管轄たる敷香に移し」「奥羽之降伏人を農兵に取立軍団を置」くことを進言している。丸山は岩倉にも樺太確保を要望したが、⁽⁸⁾ 三年四月帰京して樺太維持の強硬策を具申した。

米国公使への樺太問題斡旋依頼も辞退された政府は、直接交渉方針をとり、四年五月副島種臣のポツセツト派遣となるが、実現に至らず、露国代理公使ビュツオフ Eugene Butzow 着任を持つことになった。

四年七月、外務卿に就任した岩倉は、八月進んで当方から露都へ使節を派遣し交渉に及ぶべしとの建言⁽⁹⁾を太政官正院に提出した。文中に露國を指して「一体同國於て柯太島に垂涎罷在候は今更申上候迄も無之、逐日開拓に下手候事に付、兎に角一日も延推いたし候儀、彼方にては好都合に有之」と述べ「ポツオー渡來の時を袖手待居候事如何にも無策の様」とし、露都ペテルスブルグでの談判のイニシアティブをとり、欧州各国視聽裡に交渉する方が有利と建議したが採用されなかった。

されば四年十一月、特命全權大使として米欧回覽に出発の後も、五年七月ワシントンから三条実美宛書信に

「魯公使到着ノ由サガレンノ事定而御苦慮之事と存候」
 (10) と関心を寄せているのも、さこそとうなずけよう。

六年九月帰朝した岩倉を待っていたのは朝鮮遣使問題であった。西郷隆盛らの征韓派に反対した六年十月二十三日の岩倉の意見書でも、遣韓使節反対の一論拠として樺太問題が取り上げられ「今ヤ樺太ノ事頻ニ起ル、是レ乃目前ノ急亦甚注意セスンハアル可ラス」(11) と力説されている。岩倉の不在中、樺太案件交渉は副島外務卿渡清に中絶の形となり、六年四月には楠溪で露兵暴行事件が発生し、開拓幹事堀基が開拓次官黒田清隆に警護出兵を乞う事態となったが、九月六日漸く現地取極め(12) で小康を得た時であった。

岩倉は帰国六日後の九月十九日、鮫島尚信宛書翰でも台湾始末、朝鮮征伐よりも樺太問題を先決とし「樺太魯国住民追々暴動之件有之、右は難捨置次第に而、專御評議中に御座候、是は屹度談判も相始り、必始末被遊候事と推察致候」(13) と述べている。

七年一月二十一日、露国臨時代理公使ウラロースキー Orlofsky は寺島外務卿との対談で、千島樺太交換を提議(14) したが、二月六日、岩倉は大久保への書翰に、「兼而樺太之儀は一嶋乍ら必世論も可生に付而は、得失之上に而、捨るは捨、可得は得ると着目有之度」(15) と注

明治初期の樺太問題と政府要路(安岡)

意を促している。この日閣議は台湾出兵に決した。朝鮮・樺太・台湾三要件のうち、先後緩急の順序から「其権衡に因て本年廟議遂に征蕃に決」(16) したのであり、岩倉は「征蕃の挙、臣の首唱に係る」(17) と明言している。樺太問題では、すでに一月十八日榎本武揚が駐露公使に任命され露都での交渉が予定されていたのである。

(1) 復古記 第二冊 七三七頁

なお蝦・地とは東西蝦夷ならびに北蝦夷(樺太)の総称。

(2) 岩倉公実記 中巻 三七九頁

(3) 新撰北海道史 第三巻 六一八頁

(4) 西南記伝 上巻二 一四三頁

なお岡本監輔(文平)には「北門急務」「窮北日記」の著作がある。ともに北門社蔵板(明治四年刊)

(5) 岩倉公実記 中巻 七〇三頁

(6) 大日本外交文書 第二巻 第二冊(三七〇) 四七七頁

(7) 柯太槩覽(写) 二編二十八(明治二十一年見込建白)

(8) 岩倉宛丸山作楽書翰明治二十一年十一月二十一日(副島種臣文書・国立国会図書館憲政資料室蔵)

(9) 大日本外交文書 第四巻 三六九—三七〇頁

(10) 明治史料(明治史料研究連絡会) 第三号(昭35) 四一頁
 「欧米巡遊中の岩倉具視書翰集」(一) 明治五年七月六日付

(11) 岩倉具視関係文書 第一 三六五—三六六頁

(12) ビブリア(天理図書館報) 第二十号(昭36) に「明治初

期樺太日露交渉文書について」と題し、同館収蔵の日露樺太雜居仮条約原本が紹介されている。(和・露文各一通)

- (13) 岩倉具視關係文書 第五 三二一頁
- (14) 大日本外交文書 第七卷(二二〇)
- (15) 岩倉具視關係文書 第五 四九七頁
- (16) 岩倉具視關係文書 第六 二五六―二五七頁
- (17) 岩倉具視關係文書 第六 二六三頁

○大久保利通の北地危急説

岩倉と共に、とくに北地樺太の問題を重視したのは大久保利通であった。岩倉の項でも触れたが、パークス英國公使が明治二年八月九日、東京運上所で政府要路に北方露国の脅威を説いたのに、著しく反応を示したのも参議大久保であったといえる。すでに前月、現地から東上した岡本監輔が帰京当日、大久保に露国軍隊母子泊(クシュンコタン)占領の事実を訴え、大久保は日記に「彼地之近状承り実ニ不堪駭駭候」(1)と記していた程であった。翌々八月十一日の閣議では、使節の樺太派遣、露国との現地交渉ついで政府の方針決定との順序を主張し、右大臣三条実美に対して、自ら北地に出張し、実地検分に当ることを願ひ

「北海道之儀魯斯亞既にクシュンコタン江兵隊差向、且恵土呂府ヲ奪掠イタシ、其禍心他ニあらざる顯然、且皇国之兵乱不日ニ有ル事も亦明赫なり、就而今日廟

堂大英断を以、戦を被決候而、御手を被下候外無御坐尤戰ヲ不説して自ら政府之大英断実蹟ヲ以相顯れ、天下人心憤発興起仕候様御仕向肝要ニ可有御坐候、就而ハ御手順之処、先以政府要路之内より一人出張被仰付度奉存候」(2)

とて利通への任命を請うたが、政府の現状から大久保の出張は許されなかった。開拓長官に東久世通禧が任命されると、その北地出張具陳は岩倉も可として実現を見た。「北地之大難ハ且夕ニ迫リ其余外国人ハ其虚ヲ伺居候」(3)と大久保の危機意識は強く、二年十一月十三日にも、岩倉宛書翰に「明日は蝦夷唐太之事件御治定相願置候(中略)実に唐太之事ハ今日之大患、寢食ヲ不安ト申も愚なる事」(4)と衷情を訴えている。さきに岩倉は外務権大丞黒田清隆を東京府知事に用いようとしたが、大久保は同意しなかった。この書翰では黒田と勝安芳を兵部大丞に任じ陸海軍分担させるよう勧めている。兵部大丞に十日後任ぜられた黒田は、兵部大輔前原一誠と論争衝突、大久保は黒田を内議のあった開拓次官に任じ樺太専務に、と岩倉宛に決定を促している。(5)

明治三年六月、岩倉に呈した大久保の意見書には

一、丸山断然唐太御目的を以、分明に御沙汰有之度

同人并六士之事

一、魯国江留学生兩人被差出候事肝要ニ付、速ニ御運被下様
ニと愚考仕候

との二項⁶⁾が含まれていた。六士とは、三年一月楠溪
で露人の埠頭工事を妨げようとして捕えられた外務省官
吏川島元盈らのことであり、外務大丞丸山作樂は前項で
も触れた通り、四月帰京して強硬策を建言、五月には三
条実美に「北海ノ危キコト今ハ昨ニ倍シ、柯太ノ急ナル
コト朝ハタラ待タス」⁷⁾と意見を呈していた。黒田の
開拓次官任命は五月に実現し、七月樺太出張を命ぜられ
た。露国留学には西徳二郎が撰ばれたので、大久保は黒
田・西兩人を送別に招き対露策を協議したという。⁸⁾
六年九月米歐回覧から帰朝後、征韓論争に当り、大久
保は、反対意見七ヶ条の中で

「夫れ魯は北方に地方を占め、兵を下して樺太に臨み
一挙して南征するの勢あり、然のみならず、輒今現に
不快の事変を生し、彼我の關係穩かならず、商議半に
して未だ何れに決するやを知らず」⁹⁾
と、朝鮮出兵反対の一理由として北方問題を挙げ、且つ
日露間の将来をも危惧し、岩倉と同じく国際情勢の顧慮
を重んずる立場をとった。

征韓論者が廟堂を去った直後、十月二十七日、大久保
は岩倉に対し前議の信義上からも「樺太事件御評議肝

明治初期の樺太問題と政府要路（安岡）

要」¹⁰⁾として意見を呈し、「樺太混雑裁判之事、及樺太
經界談判之事、何ク迄モ前議ノ御決定ニ戻ラサル様確定
ナクンハ、若シ曖昧ニ属シ候節ハ、其難今日ヨリ甚シキ
ハ顯然」¹¹⁾と観ていた。大久保の考えでは「此談判に
付而は、樺太混雑裁判事件より談判結局相付、其上經界
論に涉り候順序に無之而は決而不可然」¹²⁾と、樺太に
おける露兵暴行事件の解決を先決とし、ついで經界問題
交渉に当るのを得策とした。

樺太交渉の使節派遣について、七年一月大久保は自ら
その任に当ることを願ひ、岩倉に対して「魯使節人体之
事、猶又条公御示談之趣も可有之候得共、過日御内話申
上候通、断然小臣江拜命被仰付度奉存候」¹³⁾と切望し
ているが、もとより許されなかった。大久保は明治二年
の際といい、今回といい、常に挺身現地交渉に当るの意
気を示しており、北地危難打開の意欲を窺うに足りる。
佐賀の乱の出張鎮定や征台後の渡清交渉に当っての態度
とも考え合わせるとある。

七年一月二十六日、台湾朝鮮事件調査を命ぜられ、大
隈重信と連名で二月「台湾蕃地処分要略」を作成、同月
「魯国及朝鮮江使節を派遣する順序」が定められたこと
は、前述の通りである。

(1) 大久保利通日記 下巻 五五頁 明治二年七月二十四日

- (2) 大久保利通文書 第三 二四九―二五〇頁
 (3) 大久保利通文書 第三 三〇五―三〇六頁 明治二十年
 月二十五日 新納立夫宛書翰
 (4) 大久保利通文書 第三 三二二頁
 (5) 大久保利通文書 第三 四二七―四三〇頁 明治三年五
 月一日 岩倉宛書翰
 (6) 大久保利通文書 第三 四八五頁
 (7) 丸山作樂伝 一〇三頁
 (8) 男爵西徳二郎伝 四六頁、大久保利通文書 第三 五三
 頁
 (9) 大久保利通文書 第五 五八―五九頁
 (10) 大久保利通文書 第五 一一八頁
 (11) 大久保利通文書 第九 二三四頁
 (12) 大久保利通文書 第五 一四五頁 明治六年十一月十二
 日 岩倉宛大久保書翰
 (13) 大久保利通文書 第五 二七九頁(一月六日付)

○木戸孝允の樺太内地観

木戸孝允は夙に征韓論に賛すると共に「カラフト、カ
 ムシヤツカ元より我威を伸んと欲す」(1)る北進説をも
 とっていた。

蝦夷地に関する元年三月岩倉具視の策問に答える所あ
 ったが、木戸自ら建言の要項を記したものの(2)によると
 箱館裁判所総督の人撰、蝦夷地の名目改称、南北二道を
 立て地勢により国を分けること、開墾希望の諸侯への土
 地割譲、蝦夷地における収納諸税を他に流用せず開拓費

用に充當、宗谷辺樺太付近に一府を建て、箱館へは皇族
 中から人撰差遣などあり「蝦夷地開拓之御規模大略被
 相立候上ニ而、北蝦夷御開拓之御手段被為尽度」と樺太
 へ着手の順序を立てている。

右のうち元年四月箱館裁判所設置に当り、総督には議
 定嘉彰親王が任ぜられ、名称・行政区分は明治二年八月
 松浦武四郎の案により蝦夷地を北海道と改称、十一国八
 十六郡に分け、北蝦夷を樺太と改称されるなど、若干は
 実現を見ている。奥羽平定後、二年二月、政府は会津降
 伏人を蝦夷地に移住させるため発寒・石狩・小樽内を軍
 務官に引渡すよう箱館府に命じ、木戸は軍務官大村益次
 郎と謀り、移住開拓を進めようとしたが実現に至らず、
 木戸は遺憾千万としている。(3)

二年八月一日、「島氏来て蝦夷地開拓の事を論す、彼
 已に蝦夷地に至らんとす」(4)と、島義勇が開拓判官と
 しての赴任を前に木戸に面談告別したのは、前にも触れ
 たパークスが政府要路に樺太放棄を勧告した日に当る。

八月十五日、伊藤博文への書中に「向内争小事候より
 内を束ね、大に魯人之欲を塞ぎ候事、尤至急之義」(5)と
 会津移民一件について開拓使と兵部省とで権限争いなど
 している時でない旨を洩らしている。

当時木戸を蝦夷地対策の廟議に復するよう斡旋した参

議広沢真臣は木戸への書中(6)に「此節大議事ハ蝦夷地之事ニ而、魯西亜之南遷スル一朝一夕之策にアラス、ヘイトル遺志ヲ以テ段々併呑スル形勢可有之ハ不待論事候処、既に唐太エ多人数相移シ、兵隊ヲ以テ保護イタシ、不容容模樣に相聞ヘ、英仏公使ヨリモ新聞申越シ、彼是致心配居」と警報を述べ、対露策として「先開拓ヲ主トシ魯人エ対シ候而ヘ可堪ヲ耐、可忍を忍、彼驕傲暴慢ナル事を聞、皇国億兆切齒憤懣ニ不堪時ニ至リ、干戈相開候様」と、最後には開戦を辞さない論調であった。

木戸は二年十二月清国朝鮮使節を拜命、その後岩倉らとの洋行でしばらく北方廟議とは離れていた。

六年八月征韓征台速行反対の意見書(7)でも内治優先に関連してつぎのように北方問題を顧慮している。

「土方則ち烈寒不毛にして動もすれば又魯兇の暴掠に困す、内政苟も其余裕あるを得は宜しく施て其民を按撫すへし、而して亦未だ能はざるなり、然るを今又兵を境外に用ゐは、内地の人民塗炭の怨みを累ぬるのみならず、北地の人民皆相率ゐて曰はん、我政府は則ち北方寒地の与し難きを憚かりて、南方暖地の与みし易きに偏倚せりと」「内国は本なり、外属は末なり、本を措て末に投するは果して其策の長するものにあらず」木戸にとって、北地は琉球と異り内国に含まれてい

た。六年九月三日の日記にも征台征韓を憂えて「内政未整」の見地から「云義務、無先於保護唐太人民」(8)としている。こゝに木戸の内治優先は樺太を含めて論ぜられていたことが了解される。

(1) 木戸孝允日記 第一 五五頁 明治元年六月十八日の条
(2) 松菊木戸公伝 上 九三九—九四一頁

なお藤井甚太郎・森谷秀亮共著「明治時代史」二綜合日本史大系
に「箱館裁判所總督に蝦夷地開拓の方法として達せる覚書」(明治元年閏四月二一日)から引用された経営方針と、この木戸の建言内容とは全く符合している。

(3) 木戸孝允文書 第三 四一—頁 明治二年八月五日 大村宛木戸書翰

(4) 木戸孝允日記 第一 二五〇頁

(5) 木戸孝允文書 第三 四二—頁 明治二年八月十五日 伊藤博文宛木戸書翰

(6) 松菊木戸公伝 下 一一九〇—一一九一頁

(7) 木戸孝允文書 第八 一二九—一三三頁

(8) 木戸孝允日記 第二 四二〇頁

○黒田清隆の樺太放棄論

黒田清隆の樺太放棄論は世上に知られているが、明治六年二月のいわゆる「樺太事件奏議」に止まらず、樺太に関する建議は前後数次に及び、主張論点も時に応じ内

容を若干異にしている。これらを詳論すれば優に一篇の論文(1)をなさうが、ここでは対露関係の面から検討してみたい。

明治二年六月露兵樺太での暴挙に岡本監輔ら上京し訴え、開拓督務鍋島直正主張し、廟議出兵に傾いた折、これに反対したのは当時外務権大丞の黒田であった。(2)ついで三年四月兵部大丞当時も、丸山作樂・谷元道之の出兵再議に対して自重を説いていた。(3)三年五月、開拓次官任命に当っての大久保利通の推挽は前述した。

三年七月(4)、樺太の任に赴くに当っては、日露關係を譬えて「今嘗ロミニ我ト魯ト接戰ノ形勢ヲ以テ之ヲ言ヘハ、樺太ハ其付候ナリ、口蝦夷ハ其根付候ナリ」とし「朝廷已ニ魯ト戰フノ計算ヲ為シ魯ニ留学生ヲ遣ハシ兼テ間謀ニ備ヘラル可シ、其戰ノ計算ハ人オト會計トニ本ツク」とて、対露策の具体的方針を進言していた。

三年十月(5)、北海道開拓の事宜を論じ「夫レ樺太ハ魯人雜居地ナルヲ以テ、彼此親睦事變ヲ生セザラシメ、然ル後漸次手ヲ下シ、功ヲ他日ニ収ムルヲ以テ要トス、然レトモ今日雜居ノ形勢ヲ以テ之ヲ觀レハ、僅ニ三年ヲ保チ得ヘシ、今ニ及ンテ之カ廢置ヲ為サ、ル可ラス」との見込みで、鎮府を石狩国に設け、樺太北海道を總轄すべきことを論じた。

四年正月(6)、外国視察の出發に臨んで、開拓次官として樺太処分の方策を挙げ、「断然弃て以て魯西亜に付し無用の地に力を勞せず是を上策とす、仮令一二歩を彼れに譲るといへども経界を確定し多少の煩雜を省く是を中策とす、当今雜居の体に仍り事端を生ずる無からしめ時を待て断然これを弃るの上策に帰す是を下策とす」と樺太放棄を上策と認めた。

しかも「遽ニ之ヲ棄ルニ忍ヒス姑ク方法ヲ立テ之ヲ實際ニ試ル」こと二年余でなお成果を挙げ得なかつた。黒田はこれを地勢不利に帰し、六年二月の建議(7)では「力ヲ無用ノ地ニ用ル、独リ他日ニ益ナキノミニ非ス、其害ヲ生スルニ至ル必然ナリ」との見地から、資用費わず、露国との對抗上も不利である「樺太ノ如キハ姑ク忍ンテ之ヲ棄テ、彼ニ用ルノ力ヲ移シテ速ニ北海道ヲ經理スル者、今日開拓ノ一大急務ニシテ、抑又我國ノ富強ニ関スル所ナリ」とし、樺太における経営ならびに軍隊の經費明細を添え、名を棄て実に就く樺太放棄論を再陳した。

黒田は露国樺太雜居の約を、黒海に関する条約の破約に鑑みても特むに足らずとしていたが、六年四月楠溪での露兵暴行事件に、六月開拓幹事堀基が現地出兵を乞うたのに対する返書(8)に、「戍兵を置義、決して御同意出来兼ね申候、弥兵隊差出上は、戰を決し魯国首府迄攻撃

勝算の目途充分相立候上ならでは、決して不出来事に付尤樺太如き枝葉末端より、此上もなき御国害を醸成すること、小生不好也」と対露開戦の危惧からも出兵に反対し、七月開拓判官松本十郎らにも慎重調査、露人悪業の確証探索を指示⁽⁹⁾していた。

しかるに安田定則の復命を得ると、九月二日⁽¹⁰⁾には遂に黒田次官も事情切迫を認め、「今日ノ要務辺備ノ兵ヲ出シ、彼ノ挙動ヲ禁シ人民ヲシテ安全ヲ得セシムルノ外ナン、臣力意此ニ決セリ」と出兵論に転じ、海陸兩軍の敵備を要とし「東察加ヨリ山丹黒竜江都テ西北方海陸ノ測量ハ尤モ急ニセザルヲ得ズ」と対露戦略を唱えた。旬日後、岩倉大使らの帰朝を迎え、征韓論争の展開を見た中に、樺太案件の急を主張する黒田の論は、大久保・木戸ら非征韓派の論拠を援護する形となり、黒田・大久保間の脈絡を推察させる。征韓論争決裂後も、六年十一月⁽¹¹⁾ 黒田は樺太開拓事業に対する決意を披瀝し、七年四月⁽¹²⁾ にも台湾出師に関連し、「樺太封疆ノ憂未タ除カス、朝鮮無礼ノ罪未タ正サス、是レ皆廟堂ノ置テ問ハサルヲ得サル者ナリ」と、北門守備の責任を自覚し蕃地征討ほぼ了った七月の建議でも、⁽¹³⁾ 台湾を論じ「魯國ノ憂是ヨリ重クシテ且ツ急ナリ」と事の緩急軽重を説き終始北地の任を掌った黒田の面目を示している。

明治初期の樺太問題と政府要路（安岡）

黒田は樺太よりも北海道の経営に力を注ぐ意見で一貫しており、屯田兵の制もその建議⁽¹⁴⁾ に負う所大きかった。実地経営に基づくその意見は、現地を踏まぬ廟堂諸公の間で重んぜられ、薩長藩閥における黒田の有力な地位と相俟って、政策決定を黒田の持論である樺太放棄論に傾かせたものと見られる。

- (1) 高倉新一郎「黒田清隆伯の北方経営」経済史研究二八巻一号 昭17、伊地知明「黒田清隆履歴書案にみる思想と行動」安田学園研究紀要第五号 昭37
- (2) 黒田清隆意見書類（旧憲政史編纂会享・国立国会図書館憲政資料室蔵）所収「樺太処分ニ関スル前建議ノ裁決ヲ乞フ書」（明治六年九月二日）、西南記伝 上巻二 一八一頁 堀基宛黒田清隆書翰（明治六年七月六日）
- (3) 黒田清隆意見書類、同前建議
- (4) 黒田清隆意見書類、「樺太ノ任ニ赴クニ付意見ヲ陳ス」
- (5) 黒田清隆意見書類、「北海道樺太ニ関スル上奏」
- (6) 黒田清隆意見書類、「樺太処分ニ関スル三方策」
- (7) 黒田清隆意見書類、「樺太放棄ニ関スル上奏」
- (8) 西南記伝 上巻二 一八一頁 前掲、堀基宛黒田書翰
- (9) 西南記伝 上巻二 一八三—一八四頁
- (10) 黒田清隆意見書類、前掲註(2)建議と同じ
- (11) 黒田清隆意見書類、「樺太開拓事業ニ対スル決意」
- (12) 黒田清隆意見書類、「台湾出師ノ中止ヲ非トスル意見書」
- (13) 黒田清隆意見書類、「魯國ノ北地侵略其他内治外交ニ関

スル建議」

(14) 大久保利通文書 第五 二二三—二二四頁、新撰北海道史 第三卷 三七〇頁、札幌区史 五八一—五八二頁
 なお屯田開始について、西郷隆盛が廢藩置縣後の土族失業を慮り企図主張したのに起るとする見解もある。(新撰北海道史 第三卷 三六八—三六九頁所引 松本系譜)

○大隈重信の樺太優先論

大隈重信の出身地肥前では藩主鍋島閑叟が北地に外人覬覦せんとする状あるに鑑み、島義勇らに実地探検させ、一部に移住者を送っていた。大隈は島たちや彼地在留の商人から現地の事情を聞き、且つ外交の衝に当るに及んで一層蝦夷地への関心を深めていた。「蝦夷地の拓植に關しては、先づ閑叟を説くに如くはなし」(1)と策したが、鍋島直正(閑叟)老年のため現地に赴けなかつた。

大隈の議論では、樺太問題憂懼するに足らずと信じ、「断然と樺太の雜居を廢し、幕府が嘗て使節を派して、露国と談決せし境界論を持出して、速かに之を確定するの急務なるを説いたが、維新早々、内外多事のため」折角の論議も遂に実行せらるるの機を得ざりし」とは、大隈後年の述懐である。(2)

ここに便宜鍋島直正の意見を顧みておきたい。明治二年六月蝦夷地開拓督務に任せられ、樺太出兵を主張し、

七月開拓使長官となり、八月東久世通禧が代り、鍋島は岩倉と共に兩大納言の地位にあった。九月建言して「惣而開拓之義者、是非非常大挙之策無_レ之而者決して相濟聞敷、就而者常格通例之御費用筋者、総而被_二相省_一、闔国之全力を北海道被_二相部_一候様御決議相成度(中略)外夷掠奪之心万一如何之都合等可_二相移_一哉難_レ計、於_二御国体_一甚以挂念任義」としたのは、樺太露人暴行事件に憤激した開拓使判官島義勇の方略にかかると見られる。

降って明治六年四月楠溪で露兵暴行事件發生の後、五月大蔵省事務総裁参議の職にあった大隈は、黒田開拓次官に「樺太対策意見書」(4)を呈した。これを摘録すれば、まず幕末小出大和守雜居の約を幕府の失計と非難し「夫レ雜居ノ約既ニ国權ヲ損ス、況ヤ今其雜居ノ權ヲ保ツ能ハサルニ於テヤヤ」といい、当時征韓論と共に、琉球人遭難報復の征台論がしきりに唱えられていたのに対し「琉球ハ外ナリ柯太ハ内ナリ、虐ヲ外ニ受ルモノ其恥タルヤ小サク、虐ヲ内ニ受ル者其辱タルヤ大イナレハ、力ヲ尽シテ以テ国權ヲ伸ヘント欲スルモノ決シテ朝鮮台湾ニ在ラサルナリ」と内外の別を弁じ、続いて自他を論じ「柯太島ノ事独リ我邦ノ大辱タルノミナラス魯国ニ在テモ亦必ス政府ノ宜ク恥ツヘキ所ナリ」との見地から、方策としては「外務省彼政府ニ告クルニ其我民ヲ虐スルヲ以

テシテ以テ彼此ノ曲直ヲ説明シ、任ヲ開拓ニ承ル者又務メテ経略ヲ正クシ制御其術ヲ失ハス、彼我ノ紛争ヲ確定セハ、彼ノ政府モ亦自ラ愧ツル所ヲ知り、未タ必シモ遽カニ辺釁ヲ開クニ至ラサルヘシ」(5)と論じている。

なお大隈文書の中に外務省顧問米人ル・チャンドル C. W. Le Gendre 李仙得の意見書がある。(6) 副島種臣と同じく、大隈も彼をかなり高く買っていたという。

その外交意見では、まず樺太帰属問題をとり上げ、「若樺太ヲ拳テ魯国ニ譲ル時ハ彼ノ東洋ニ於テ他国ノ海軍盛大ニ至ルヲ拒ミタル英国祖先ノ目途ニ反ス、又日本ニテ此島ヲ保有セントスルトキハ、後來亞細亞洲ニ事変アルニ及テ其親睦ヲ仰キテ之カ応援タルヘキ一大強国則魯国ヲ捨ツルニ至」として、英露両国の極東政策の間における日本の立場を考慮し、「今日ニ及ンテ只所及ノ利益ナル約束ヲ以テ該島ヲ付与スルノ外敢テ良策アル事ナシ」(7)と、露国に対してその植民が進展しないうちに代償を収めて樺太を付与すべしとの樺太放棄論であった。立論に若干の相違点はあるにせよ黒田の放棄論とも相通する所があった。

ル・チャンドルの論によれば、日本は樺太を捨て、朝鮮・台湾を略取せよとの方策であり、後年の日本は、これらをすべて実現した形となった。大隈はル・チャンド

ルの樺太放棄論には意見を異にしたが、台湾遠征ではその指向に従ったといえる。

征韓論争に当り、樺太先決の立場から朝鮮遣使に与しなかつた大隈は、翌七年二月「台湾蕃地処分要略」(8)を大久保と連名で作成し、征台廟議決定に役割を果たした。

(1) 大隈伯昔日譚 三〇六頁

(2) 大隈伯昔日譚 三〇七頁

(3) 鍋島直正公伝 第六編 四四二頁

(4) 大隈文書 第一卷「三九」明治六年五月とするは編者の推定、「樺太対策意見書」も編者の付した題である。なお「此の意見書は単に草稿だけに終り、黒田やその他政府当局者の眼には、ついに触れないで終わったものと思はれる」由である。(大隈研究第二輯一八〇頁註記3)

(5) 大隈文書 第一卷 二一〇―二二二頁

(6) 中村尚美「ル・チャンドル 英露の極東政策と日本外交」(大隈研究第二輯・昭27)所引の「ル・チャンドル建言書」大隈文書A四四九二号(明治七年)

(7) 前掲中村論文所引、明治八年十月「建言書」大隈文書A四四五二号

(8) 大隈電信関係文書 第二「三八八」、日本外交年表並主要文書 上 五四―五五頁

○副島種臣の樺太買収策

副島種臣は明治二年八月当時「已に魯を伐之論を立」てていた(1)というが、その外交政略はむしろ露国との

直接交渉によって事の解決を計るにあつたと見られる。

三年十一月、副島は参議として外務大輔寺島宗則と共にビュツオフ(当時清国駐在)と会谈⁽²⁾し、樺太問題に対する日本側の意向を示して以後、対露交渉の衝に當つた。

四年五月、樺太経界談判の全権を委任され露国沿海州ポセツトに出張を命ぜられたが、⁽³⁾ 函館まで至つて同日駐在露国領事ウラロウスキーと交渉の結果、空しく一行引揚げ帰京した。露国はビュツオフを駐日代理公使に任命し東京で樺太談判を行なう方針であつた。前述岩倉外務卿の露都談判の建議はこの際提出されたのである。

四年十一月副島外務卿就任後の樺太交渉の内容は、確實な史料に乏しいが伝えられる所は以下の通りである。

五年四月ビュツオフ着任、六月から副島との間に談判が開始された。副島は予め大隈大蔵卿に樺太買収費用庫支出の可否を質して承諾を得た。一八六七年露国アラスカ売却の事実を照しての樺太買収策であつた。ビュツオフは島上分界には同意せず副島の二百万円北樺太買収提議⁽⁴⁾は本国に請訓し、本国政府も樺太放棄に意が動いたようであつたが、六年初頭、ビュツオフは回訓により樺太は流刑地として売却に応じ難い旨を通告し、且つ

「日本政府ニハ棄テ魯国ニ与フヘキ議論不少ニ独外務卿ノミコレヲ有タンコトヲ執論スルヨシ」⁽⁵⁾と日本国内

の樺太放棄論を察知した態度を示した。副島は折衝中、ビュツオフに対し、樺太放棄の代償として「征韓一挙、魯国中立の件を以て所謂釣合品の一に算入」⁽⁶⁾し、恐らくその意表に出たが、これは副島の大陸政策の一端を窺わせる方寸である。

六年三月、副島は全権大使として清国に渡つたので、樺太談判も中絶の形となり、四月以降樺太現地での事情も悪化し、黒田清隆の樺太放棄論が優勢となり、副島も清国において朝鮮・台湾に関する言質を得て七月帰朝後は征韓論や琉球台湾問題に熱意を示すに至つた。しかし副島は一時「黒田の反対によって樺太との談判不成立に了つたのを遺憾とし、黒田とは絶交同然となつた」⁽⁷⁾ほどというから、樺太対策に寧ろ消極的であつたと見るのはその心事に反する観察といえるかもしれない。

(1) 木戸孝允文書 第三 四二三頁 明治二年八月十五日
伊藤博文宛木戸孝允書翰

(2) 柯太槩覽二編三十二、大日本外交文書第三卷「七六」

(3) 岩倉具視関係文書 第七 四四六―四六二頁

(4) 副島種臣「明治の外交」(『開国五十年史』上巻一八〇頁)

(5) 大日本外交文書 第五卷「一七二」附記四(田辺太一「樺太境界談判概略」三七〇頁)

(6) 大日本外交文書 第七卷「二三三」四四五頁

(7) 丸山幹治著『副島種臣伯』一七八頁 副島道正伯談

○西郷隆盛・江藤新平と北方策

西郷隆盛は北方への関心も強く、札幌に鎮台設置の場合は、自ら「札幌本營ニスワリ可^(國尊)申、樺太分營デハ篠原冬一遣サント」(1)意図していたし、露国と開戦の際には「ホッセツトノ方ヨリニコライマデモ張り出シ、此方ヨリ屹度一步彼地ニ踏込」(2)む戦略を説いていた。

五年八月に副島・板垣らの参議と謀り、陸軍士官などによる朝鮮・滿支の实地調査を企図したのも露国の南下に対する西郷の配慮に出た所(3)であった。

征韓論争当時、六年九月二日、西郷参議は樺太住民の保護出兵を建議した黒田清隆に対して「樺太の条件御申立相成候由、雀踊此事に御座候、貴兄の御持場に事始り候得ば朝鮮処にては無^レ之、直様振替候心底に御座候」と目下の重要案件として遣使を固執していた朝鮮問題をさしおいても樺太問題を応援するといひ、露国をば「相手は好し此位の楽みは無^レ之事と」(4)して賛意を表していた。しかるに九月十一日、黒田に対して、三条から参議への建白廻付が遅れている様子に、樺太護兵は覚束なしと見て「飛出候て可宜義に御座候得共、朝鮮の処迄も崩れ候ては頓と蔵がめあがり可申と狐疑いたし居申候、若

哉朝鮮をこはがりて、よげに論を起し候との疑惑も起り候はんと案じ居申候」(5)と、やはり朝鮮問題を優先させているので、西郷の真意はこの書翰の方に現われていると忖度される。

西郷は岩倉に対して、樺太処分をまっぴら朝鮮事案に及ぶとするならば、遣露使の命を奉ぜんと請うたが、岩倉は樺太事案の処分は外務卿の任としてこれを卻けた。(6) 征韓論争で西郷と立場を同じくした参議江藤新平は、すでに早く安政三年に草した「凶海策」に拓北の章で、「若し鄂羅と隙を生じ已むことを得ず戦争に及ばゞ、我開拓する蝦夷より軍兵を出し、直に進て彼が頼みとする『カムサツカ』を攻抜き、勢に乗じて『オホツカ』を取」(7) 方略上からも蝦夷開拓の必要を説いていた。

明治四年三月、岩倉の求めに応じて「対外策」一篇を呈したが、そのうち上略としては「海陸の軍事整ひ、問者にての事情を得、地理を詳にし、戰略定り、於^レ是無礼の事ある時は、其曲を正し、是を魯と謀り、力を併せて欺、又は魯を中立せしめて我のみにて欺、一挙支那を可^レ征なり」(8)としていた。

征韓論争たけなわの六年十月十五日、岩倉・三条宛の書翰で江藤は、樺太問題と朝鮮問題との関連を否定し、「朝鮮えの使節と魯人との關係は有之間敷、訳は唐太の

事は、民と民との儀に付、交際上の談判に而可相整」(9)としたが、朝鮮出兵に当っては万一の場合露国と開戦の覚悟を要請している。

征韓論者は当面の主張として朝鮮問題の急を優先させたが、決して北方を軽視するものでなく、とくに露国の動向に注意を向けたことは、副島・西郷・江藤同様であった。征韓派参議として下野した前原一誠も千島・樺太交換を不利と考えていたと伝えられる。(10)

- (1) 大西郷全集 第二卷 七七九頁(酒井玄蕃筆記)
- (2) 大西郷全集 第二卷 七七七頁(同前)
- (3) 西南記伝 上巻一 三一頁
- (4) 大西郷全集 第二卷 七六三頁
- (5) 大西郷全集 第二卷 七六七―七六八頁
- (6) 岩倉公実記 下巻 六五頁
- (7) 江藤南白 上 一二八頁
- (8) 江藤南白 下 二九六―二九七頁
- (9) 岩倉具視關係文書 第五 三四二頁、岩倉公実記 下巻 六七頁、江藤南白 下 二四四頁
- (10) 前原一誠伝 九八三頁

結 言

以上点描した論議から見ても、明治初年の政府要路にとって、露国の南下に対する北方領土対策が、常に念頭

を離れない重要問題であったことが看取される。現地での露国官憲との衝突を直ちに露国政府の方針と臆測危惧した嫌いなしとしないが(1)、現地当事者が積極策を訴えたのを抑えて、廟堂では露国と事を構えるのを極力回避する方針が維持された。樺太に関しては民間でも放棄論・維持経営論と論議があったが、(2) 結局、実地に通曉した黒田開拓次官の意見が廟議の大勢を占め、明治八年五月に至り「我物ヲ以テ我物ト交換シタルノ観」(3)ある樺太千島交換条約の調印で結着を見た。今日から見れば遺憾とされるこの結末も、当時の日本資本主義の段階では、樺太の資源開発は不可能であったとすれば、北洋漁業権の確保をこの時期の外交上の成功と見る(4)こともできる。樺太放棄論を唱えた黒田一個人にその責を帰すのは必ずしも当を得ていないといえよう。

- (1) 前掲、藤井・森谷『明治時代史』二 六七八頁
- (2) 佐田白茅編『樺太評論』明8(明治文化全集第二十二巻 雑史篇所収)に六篇の論説が収録されている。
- (3) 樺太施政沿革維新以後 上一一四頁
- (4) 時野谷勝「明治初年の外交」(岩波『日本歴史』15近代2) 昭37 二四一頁

〔追記〕黒田の建言書については、国立国会図書館憲政資料室 寄託の黒田清隆文書に含まれる写しを参照した分もあるが、ここでは表題共そのまま「黒田清隆意見書類」に拠った。